#### 1. 総 則

本要領は厚生労働省が多職種協働によるチーム医療の推進事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)により行う、多職種協働によるチーム医療の推進事業(以下「本事業」という。)を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めるものである。

# 2. 本事業の目的

病院団体若しくは医療従事者に係る職能団体による研修等を実施し、チーム医療がより一層普及・定着されることを目的とする。

#### 3. 本事業の内容

実施要綱の3による。

なお、研修は、複数の職種がパネラー等として参加して実施(医師の参加は必須) するものであること。

# 【研修プログラムの参考例】

- ・各職種が集まってシンポジウム形式でチーム医療実施の事例研究や「チーム 医療実証事業」、「チーム医療普及推進事業」の事例発表・実施報告を受けて のパネルディスカッション
- ・各々の専門性を尊重したチーム医療を実践するためのコミュニケーション能力の向上研修
- ・多職種の相互理解を深めるためのグループワーク (事例検討)
- ・チーム医療実証施設等への見学実習
- ・患者等へのチーム医療の取組の普及
- ・その他、事業受託者が独自に行うチーム医療に関する研修 他

#### 4. 事業の実施主体

病院団体若しくは医療従事者に係る職能団体

### 5. 事業の期間

平成 26 年 3 月 31 日まで

#### 6. 本事業に係る委託費の交付について

本事業の委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働働省所管補助金等交付規則(平成12年 厚生省 令第6号)の規定によるほか平成25年度チーム医療推進事業委託費交付要綱」の定めるところによる。

## 7. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

#### 8. 応募方法等

(1) 応募申込書および企画書等の作成及び提出

「平成25年度多職種協働によるチーム医療の推進事業応募申込書」(別添様式1)とともに、以下の項目について具体的に記載した、「平成25年度多職種協働によるチーム医療の推進事業企画書」(以下「企画書」という。)を作成し提出すること。

# 【企画書記載項目(用紙サイズはA4とし、①~⑥の様式は任意とする)】

- ① 研修の実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ② 本事業に係る研修の実施回数及び時期
- ③ 研修の実施体制
  - ・研修内容に対する企画体制
  - ・受講生の職種
  - ・講師・スタッフ等の人員(氏名、所属機関、役職名)
  - ・研修に必要な機器等の設備
- ④ 研修内容
  - 研修目的
  - ・プログラム (実習・座学の別も記載のこと)
  - 研修場所
- ⑤ 研修の評価について
  - ・受講者の意見の把握方法
  - ・研修の効果等の評価方法
  - ・アウトプット(報告書)の具体的なイメージを作成
- ⑥ 研修の周知方法、受講者の募集方法・選定基準
- ⑦ 研修費の積算(別紙様式2による)

## (2) 応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間

平成25年6月28日(金)~平成25年7月19日(金) ※必着

② 提出先及び問い合わせ先

提出先:〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省医政局医事課医事係 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「平成25年度多職種協働に よるチーム医療の推進事業応募申込書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先:厚生労働省医政局医事課医事係長 犬伏(いぬぶせ)

TEL:03-5253-1111 (内線2568)

FAX: 03-3591-9072

※問い合わせは、平日の午前9時30分から午後17時30分 (正午~午後1時を除く)とする。

## ③ 提出書類及び部数

ア 平成25年度多職種協働によるチーム医療の推進事業応募申込書 (別紙様式1) ・・・1部

イ 平成25年度多職種協働によるチーム医療の推進事業企画書 ・・・7部

ウ 団体経歴(概要)、寄附行為等の応募団体の活動が分かる資料・・・7部

### 9. 実施団体の選定について

厚生労働省医政局医事課において、応募団体が、応募条件に該当する旨を確認の上、 医政局に設置する「平成 25 年度多職種協働によるチーム医療の推進事業に係る企画書 評価委員会」において、提出された企画書等の評価(非公開)を行い、その結果に基 づき実施団体を選定する。

なお、必要に応じ、応募団体に対しヒアリングを実施する。(その場合は予め応募 団体へ、日時等を連絡する。)